

**お茶の水小学校(園)**

**学校(園)防災計画**

## はじめに

千代田区教育委員会

学校防災計画は、平成7年1月17日早朝に発生し、約6千4百人を超える死者を出した阪神・淡路大震災の教訓をもとに、各小学校（園）における防災対策や防災教育を進めていく上での指針として作成し災害対策を進めて来たところである。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、大地震に加え、従来の想定を上回る大津波によって、死者・不明者を含めて約2万人、更には、大津波により福島県東京電力第一原子力発電所も重大な打撃を受けた。復興作業は徐々に進んでいるものの、放射能被害など現在も未解決のままの深刻な問題も生じている。

このような状況の中で、千代田区においても震度5強を観測し大きな揺れが発生した。幸いにも甚大な被害は発生しなかったが、区の防災情報が区民に適宜適切に伝わらないなどの情報収集・提供体制の不備が明らかとなった。

また、長時間にわたる交通機関の途絶により、区内の公共施設・広場には避難者が殺到し、道路等には徒歩帰宅者が滞留するなどの事態があった。更には、集中豪雨による洪水被害への備えや津波対策といった新たな課題にも対応する実践的な災害対策の構築に向けて従前の取組みの総点検や見直しが必要となっている。

区内の小学校（園）においても、携帯電話等通信機能麻痺による下校途中の児童の安否確認に時間が掛かったことへの今後の対策、交通機関麻痺により帰宅できずに学校施設に待機することとなった児童への対策及び避難施設としての機能を持つ学校に多くの帰宅困難者が滞留することへの対策並びに学校施設における児童と区民等との活用区分などへの対策、校外への遠足途中における災害発生への備えなどの課題が浮き彫りとなった。

このため、教育委員会においては、子どもたちが学校（園）にいる時の大規模な地震等自然災害が発生し、交通機関の麻痺や通学路沿道建物の崩壊等により、子どもたちを帰宅させることが困難或は危険と判断されるような状況が生じた場合は、原則として、以下のとおり対応することとし、学校防災計画の改訂を行うこととする。

- ① 安全が確認できるまで、また、保護者への引渡しができるまで、児童（幼児）を学校（園）で残留させることを原則とし、その旨、普段から保護者に伝えておく。
- ② 学校（園）と保護者との緊急時の連絡方法については、新たな方法を含め予め確立しておく。
- ③ 児童（幼児）や教員が校（園）舎内で避難生活ができるよう、必要な物資を備蓄しておく。
- ④ 登下校時に災害が発生した場合（特に電車通学の場合）の対応を把握しておく。

なお、千代田区内は、従来、延焼火災による被害から身を守るため、皇居外苑など大規模な公園・広場等が広域避難場所として指定されていたが、区内の建物は、ほぼ耐火建物であることから、災害発生時においても地域に留まる「地区内残留地区」に変更されている。

このため、地震の発生直後は原則として、児童（園児）は学校（園）施設内に留まることとし、各学校は教育委員会の指導・助言を受け学校防災計画を作成するものである。

## 目 次

I 予防計画	1
1 学校（園）施設安全計画	1
(1) 学校（園）施設安全計画	
(2) 防災水利計画	
(3) 重要文書等保管計画	
(4) 薬品等保管計画	
(5) 防災備品整備計画	
2 学校（園）防災本部	3
(1) 学校（園）防災本部組織	
(2) 学校（園）職員非常参集体制	
(3) 情報連絡体制	
① 情報収集	
② 情報の伝達	
③ 情報活動	
(4) 防災情報機器の整備活用	
3 防災教育	5
(1) 防災教育計画	
(2) 防災訓練	
(3) 引き渡し訓練	
(4) 心理的ケア対策	
4 施設利用計画	6
(1) 児童等の残留教室の確保	
(2) 区民避難用施設（教室等）の確保	
(3) 帰宅困難者（一時）待機場所の確保	
5 避難所運営計画	6
(1) 地域避難所運営組織への参画	
(2) 避難所運営への協力	
(3) 学校（園）間の連携	
6 避難所備蓄物資の整備	7
(1) 児童等の備蓄物資の整備・管理	
(2) 区民等の備蓄物資の管理	

II	応急対策	8
1	避難計画	8
2	避難（各状況での対応・対策）	8
	【在校時】	8
	【登校（園）・下校（降園）時】	12
	【校外活動時】	13
	【休日・夜間】	15
3	引き渡し計画	16
	(1) 予知情報・発令宣言時	
	(2) 発災後・第二次避難後	
	(3) 大震災発生時引き渡し基準	
III	避難所の開設	18
1	避難所開設の基本及び避難所の利用計画	
2	避難所運営協議会とその役割	
3	学校（園）に教職員がいない場合の開設	
IV	防災機関等との連携	20
1	教育委員会及び各学校との協議・連携	
2	警察・消防との連携	
3	病院等との連携（病院、学校医等）	
4	ライフラインとの連携（電気・ガス・上下水道等）	
V	復旧計画	21
1	実態調査	21
	(1) 幼児・児童・教職員の安否等の状況把握	
	(2) 学校施設の被害状況把握	
2	授業の再開	21
	(1) 再開準備	
	(2) 教育委員会との協議・調整	
	(3) 避難所との協議	
	(4) 幼児・児童の心のケア	
VI	その他の災害	23
1	東海地震警戒警報発令時の対応	
2	集中豪雨にともなう洪水対策	
3	津波対策	

## I 予防計画

### 1 学校（園）施設安全計画

学校施設は、幼児・児童（以下「児童等」という。）の生活の場であり、東京直下型地震及び地震に伴う災害（以下「災害」という。）時には、地域住民の避難所としての役割も併せ持つ施設である。そのため、防災拠点施設としての機能を十分発揮できるよう、次のことについて整備・計画する。

#### (1) 学校（園）施設安全計画

施設について、日常から教育委員会施設担当課と連携を図り、教育活動や避難所生活に支障のないよう十分な安全管理を行う。特に、施設・設備の定期的な点検はもとより、破損・故障・転倒・落下等によって危険が生ずることのないように次のことに留意し必要な措置を講じる。

##### ① 日常点検

ア 毎月1回安全点検の日として安全点検を実施する。（年間計画に点検日を定める。）

イ 点検箇所、点検方法、点検責任者を全教職員が確認のうえ、別紙「点検表」により点検し記録する。

##### ② 点検箇所及び点検内容

ア 校地

学校（園）敷地内及び隣接地の地盤沈下や亀裂

イ 建物

(a) 土台・床の老朽化状態、外壁・内壁のひび割れ・剥奪の有無、手すり・ひさし等の安全性

(b) 建物と建物の接合部分の劣化状況

(c) 避難口、避難通路の施設の障害物の有無

ウ 教室・廊下

(a) 戸棚等の転倒防止

(b) 蛍光灯の飛散落下防止

(c) ガラスの破損状況

(d) 黒板等の取り付け状況

エ 特別教室

上記ウのほか以下の事項に留意する

(a) 薬品による災害防止

(b) 機器類の転倒落下防止

オ 講堂

(a) 天井の部材・ガラスの落下防止

(b) 照明・空調機器の落下防止

カ その他の施設

プール、玄関、便所、階段等

キ 設備

(a) A E D

- (b) 消火器・消火用水の配置と点検
- (c) 非常放送設備、非常ベル、自動火災報知器、非常灯、誘導灯、誘導標識、避難器具、防火シャッター、救助袋等の整備点検
- (d) 電気、ガス、水道器具の点検
- (e) その他、転倒・落下・移動しやすい設備・機器類の固定と安全確認

## (2) 防災水利計画

学校（園）は、学校敷地内にある、災害時の消防用・飲料用・生活用の水利施設となる、高架水槽（貯水槽）、プール用水、井戸（災害用井戸）について、災害発生時に機能するよう維持管理担当である教育委員会施設担当課に協力する。

なお、次の点に留意する。

### ① 受水槽

受水槽には、当面の飲料水が確保されている。そのため、日常から耐震性の確認を含めた維持管理の徹底を図る。

### ② 井戸

災害対策用井戸については、防災課と連携して、定期的に点検、水質検査を行い生活用水として実際に利用できるよう備えておく。

## (3) 重要文書等保管計画

指導要録等の法定表簿類や記念資料等の重要文書・物品などの、耐火金庫等への保管体制を徹底する。なお、重要文書等台帳を整備・管理する。

## (4) 薬品等保管計画

施設の維持管理及び指導上必要な石油類、薬品類等の危険物は、所定の施設・設備・容器等に厳重に保管し、災害時に破損・転倒等により発熱、引火、爆発等の危険が生じないよう次のことと留意し教育委員会施設担当課と連携を図り安全対策を徹底する。

### ① 危険物の種類、保管場所の把握

### ② 危険防止措置

ア 薬品等の容器の破損・流失防止

イ 薬品等の混融防止

ウ ガソリン、白灯油の安全保管

## (5) 防災備品整備計画

地域防災計画に基づく避難所の指定に伴う備蓄倉庫には、児童等も災害時は学校（園）施設に留まらせることとなる。そのため、学校（園）は、教育委員会施設担当課と連携を図り学校（園）用の防災備品を整備し、定期的に点検を行うなど、次のことに留意し常に活用できるようにする。

① 児童等の緊急避難に必要な資材の整備

災害が発生した場合の緊急避難に必要な物資を整備する。(AED、ハンドマイク、メガホン、携帯ラジオ、ホイッスル、ロープ、旗、懐中電灯等)

② 残留する児童等及び教職員に必要な物資等の備蓄

学校内に児童等及び教職員が残留することが想定されるため、教育委員会施設担当課は、児童等の避難生活に必要な食糧、毛布等の物資を備蓄しておく。

【児童等の災害時待機用物品一覧（避難所用の物品を除く）】

物 品 名	数 量 等	備 考	負担者
初期消火用機材等	一式		区
応急救護物品（医療）	一式		区
待機用物品（宿泊を含む）食糧	3日分（1日3食）		区
水	3日分（1日3L）		区
寝具（簡易）	毛布（1人2枚）		区

2 学校（園）防災本部

災害発生の場合には応急対策（P8）に則して迅速かつ安全に行動できるように、日常から防災体制を整えるとともに、全教職員の役割を明確にしておく。

(1) 学校（園）防災本部組織

係	責任者	役割	班員	代替・応援等
【本部】 総括・情報班	校（園）長（本部長）  副校（園）長（副本部長）  *生活指導主幹	○避難路の安全確認・昇降口等の扉の解放 ○被害状況の把握。（人・物・校舎等） ○保護者への引き渡しの連絡 ○地震規模・周辺の災害状況把握 ○交通運行状況等の把握 ○第二次避難の検討・明示。 （第二次避難をする場合：避難先・経路の安全確認。消防署・外部との対応。保護者への連絡。） ○教育委員会及び消防等関係機関との連携	事務1 用務1・幼1  授業外の教員1（優先①）	*協議が必要な場合は避難所運営協議会で行う。
避難誘導・児童等管理班	学年（園）主任	○避難路の安全確認（学年1） ○第一次避難誘導 *負傷者・不明者対応 ・負傷者対応→救護班に応援 ・不明者対応→不明者捜査班を立ち上げる ・負傷者・不明者対応・火災発生 →本部を避難部と救命部に分離する ○引き渡し ○残留児童対応 ※登下校の途中で地震が発生した場合の安否の確認・連絡	担任	*打ち合わせの場合は学年主任が対応し、児童管理で1名残る。 *分離等の役割を決めておく。

物品搬出班	用務 1	非常持ち出し物品の管理・搬出（可能な限り）	授業外の教員 1（優先③）	
救護班	養護教諭	○救急、救護資器財の準備 ○負傷者の応急処置 ○医療機関への連絡	授業外の教員 1（優先②）	避難誘導・児童管理班から増員
給食班	栄養教諭	○給食室の安全確認	調理員	
避難所支援班	校（園）長〔副校（園）長〕	*児童の保護・引き渡しを最優先とし、避難所の開設及び管理運営に対する協力を行う。		校（園）長〔副校（園）長〕が指示

(2) 学校（園）職員非常参集体制      \* 徒歩：1 時間 4 km で計算    ※ 自転車：1 時間 15 km で計算  
【別紙策定】

(3) 情報連絡体制

① 情報の収集

地震の発生後、情報班は直ちに学校（園）内及び学区の情報収集を開始する。

② 情報の伝達

原則として、次の経路で伝達する。

ア 情報班⇒校長（総括・情報班）⇒災害対策本部「教育委員会」

イ 災害対策本部「教育委員会」⇒校長（総括・情報班）⇒各班

③ 情報活動

ア 情報収集

(a) ラジオ・テレビ及び区災害対策本部の情報を収集する。

(b) 発災前に下校した児童等、教職員の安否を把握する。

(c) 学区等の被害状況を収集する。

(d) 学校（園）施設の被害状況を調査する。

ウ 通報連絡

(a) 発災により学校（園）に待機する児童等、教職員の家族に対し安否を連絡する。

(b) 学校（園）の登下校時に発災した場合の児童等の家族との連絡に当たる。

(4) 防災情報機器の整備活用

① 防災無線機、ラジオ、テレビ、災害時優先電話など日常から必要な機器類を整備、点検する。

② 教職員は定期的実施している防災無線による通信訓練を行うとともにその他の情報機器の活用訓練に努める。また、災害優先電話については番号・設置場所・使用方法について理解しておく。

③ 学校（園）における児童等の安否確認を円滑に行うため、災害用伝言ダイヤルの活用、安全安心メールの活用（区からの一方通行）等、学校・児童・家族との連絡に必要な機器の活用方法を予め連絡しておく。



### 3 防災教育

防災教育は、命の大切さを教える原点として、災害発生に際して適切な対応ができるように必要な事項を実践的に理解できるようにするとともに、状況を的確に判断し安全な行動が取れるような態度・能力を身に付けることを狙いとして行っていく。そのため、日頃から防災意識を高めることが大切であり、児童等の心身の発達段階を考慮しつつ、学校（園）における教育活動全体を通して計画的に進めていく。

特に、東日本大震災の教訓を踏まえ、新たに、津波対策や帰宅困難者対策などの課題も含めた防災教育（訓練）を行っていく。

#### (1) 防災教育計画

防災教育計画は、次の項目を内容として策定する。

- ① 地震による危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 通学経路の安全・危険箇所の確認
- ③ 避難場所、避難経路と避難の仕方
- ④ 安全に関する意識を高める活動

#### (2) 防災訓練

災害によって想定される様々な事態を念頭に、年間を通じて次のことに留意し、別紙「避難訓練年間計画」により避難訓練を実施する。

##### ① 通報訓練

災害対策本部への通報、児童等への通報、消防署・警察署への連絡など、教職員を対象とした訓練を実施する。

##### ② 避難訓練

地震発生を想定した訓練については、帰宅困難者発生など新たな想定も踏まえた様々な訓練を行っていく。

##### ③ 安否確認通信訓練

登下校時の発災も想定し、災害時の学校・児童等・家族との安否確認を主とした連絡体制を構築するため、災害用伝言ダイヤル等による実践訓練を実施する。

##### ④ 学校（園）残留訓練

東日本大震災の教訓として、交通機関の麻痺とこれに伴う多数の帰宅困難者の発生が現実となったことを受けて、学校は、原則として保護者への安全な引渡しができるまでの間、学校等において児童等を残留させる。

このため、区民の避難スペースと調整を図り、予め児童等の残留場所を定めるとともに、児童等が学校（園）施設等において日を跨いで残留できるよう施設の確保と備蓄物資（3日分）を整備する。

○備蓄物資待機用品：食糧、水、簡易な寝具（毛布、寝袋等）、生活用品

##### ⑤ 総合訓練

上記①～③訓練を中心に総合的に実施する訓練を毎年1回実施する。また、その他、安全防

護訓練（電気、ガス、水道、危険物の対応訓練）、応急救護訓練（負傷者に対する応急処置、搬送訓練）などの訓練についても実施する。

### （3）引き渡し訓練

区内全域が広域避難場所から「地区内残留地区」に変更されたことにより二次避難の必要はなく、災害が収まった時点において、自宅又は避難所において生活することとなる。

このため、児童等の保護者または代理人への安全な引き渡しができる場合は、「引き渡し計画（P16）」により随時引き渡しを行っていく。

### （4）心理的ケア対策

毎年1回、児童対象の安全指導の時間を各学級単位で設定し、災害時の心理的ケア対策を含む具体的な教育を行っていく。

## 4 施設利用計画

学校（園）施設の利用優先順位は、第1に残留児童等、第2に避難区民、第3に帰宅困難者とする。

### （1）児童等の残留教室の確保

普通教室を児童の待機・残留場所とする。

### （2）区民避難用施設（教室等）の確保

講堂、会議室、ランチルーム、家庭科室等を区民避難施設とする。なお、弱者避難場所については、避難所運営組織と協議し決定する。

### （3）帰宅困難者（一時）待機場所の確保

原則として、学校（園）施設は児童等・区民の避難施設であり、帰宅困難者は民間ビル、大学、帰宅困難者一時待機場所（区指定）等となっているが、区立学校施設の避難者の状況等を踏まえ、夜間等児童が避難していない場合は、校庭等を開放する。なお、その場合、災害対策本部が開放を決定する。

## 5 避難所運営計画

### （1）地域避難所運営組織への参画

学校（園）施設を地域の避難所として開設する場合の是非、施設の具体的利用など学校（園）職員でなければ適切な判断をできない場合、或は、学校再開に向けた取組みの観点から、地域の避難所運営協議会に校長又は副校長が参画する。

### （2）避難所運営への協力

避難所運営協議会は地域住民を主体に構成し運営されていくことが原則であるが、学校（園）施設の開放、利用方法などを円滑に進めるため、学校職員は避難所運営に協力する。なお、学

校（園）再開が最優先されることを念頭に、学校（園）職員でなければ判断できない事項を中心に行うこととし、運営の具体的作業は運営組織を中心に地域住民が主体に行うこととする。

### （3）学校（園）間の連携

学校再開に向けて区内全校（園）が一斉に授業が始められることを目標として準備を進めていく。しかし、学校（園）施設の損壊等で再開が不能な施設もありうることを念頭に、学校（園）は教育委員会や区内他校（園）との連携の下、他校児童等の受入も考慮した円滑な授業再開を行うよう計画する。

## 6 避難所備蓄物資の整備

### （1）児童等の備蓄物資の整備・管理

教育委員会施設担当課は、安全用ヘルメット、食糧、水、簡易な寝具（毛布、寝袋等）、生活用品等を区民用備蓄物資とは別に、児童等用備蓄物資を校内に備蓄し、常に使用できるような品目、数量の一覧表を作成するとともに適切な管理を学校（園）と連携して行う。

### （2）区民等の備蓄物資の管理

防災担当部が備蓄管理する避難所用備蓄物資は、本来、災害対策本部や避難所運営協議会が行うこととなるが、災害発生時は学校（園）で対応することも想定できる。このため、防災担当部は、学校（園）へ備蓄物資の品目・数量を一覧表等で示し、緊急時、迅速に対応できるようにしておく。（なお、原則として、帰宅困難者には備蓄食糧及び水等は配布しない。）

## II 応急対策

地震等の災害が発生した場合、学校（園）の最優先課題は、児童等の安全を確保し生命を守ることにある。このため、直ちに学校（園）防災本部を設置し、災害時のあらゆる状況を適切に対処し、児童等の安全の確保を講じる。

また、千代田区は帰宅困難者が多く発生・通過する地域であり、この動向も踏まえた対応・方策とする。

一方、学校（園）は地域住民の避難所としての重要な役割を担っており、災害対策本部をはじめ関係機関との連携を図りながら、適切な避難所の開設・運営に協力する。

なお、現在は区内全体が地区内残留地域となっており二次避難は行わないことを原則とする。

### 1 避難計画：基本行動（詳細は別紙）

児童等	学校・園（教職員）
防災指導・学習	①学校防災組織の編成 ②安全点検等の実施 ③防災指導・訓練などによる自衛行動等の徹底
地震発生	①学校防災計画に基づく組織的行動 ②児童等の安全の確保と把握
安全の確保	③安全確保のための適切な指示
避難	①状況把握 ②避難経路の確認確保 ③適切な避難指示 ④誘導
避難場所（校庭）	①児童等の安否確認（人員を含む）
学校（園）防災本部設置	①学校防災本部の設置 ②初期消火・搬出等の初期活動 ③被害状況の把握（学校・園及び周辺） ④災害対策本部及び関係機関との連携・報告
児童等待機場所（教室等）	①保護者への引渡し ②残留児童等への対応

### 2 避難（各状況での対応・対策）

#### 【在校時】

##### （1）注意情報の発表

#### 災害安全対応（児童等への指導・対応）

注意情報発表の連絡を受けたときは、授業・休み時間等を学級指導に切り替え、児童等に注意情報が発表されたことを伝え、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置等つぎの内容を指導する。

- ① 安全指導：放送により注意情報が発表されたことを伝え、アイの後、小学校職員室へ集合する。（幼稚園は副園長が集合する。園児は一か所に集め管理する。）

ア 出席簿などをもとに、児童等数を確認する。

イ 学級指導に切り換える理由を説明する。

(a) 判定会が招集された。東海大地震の恐れのある異常が発見され、今、検討している。

(b) 校（園）舎は、耐震構造で崩壊しにくい。普段の訓練どおり行動すれば大丈夫である。

ウ 担任・副園長が職員室へ行くことを説明する。

(児童等管理で各学年1名教師が残ることを伝える。／1年生は講師等が補助対応する。)

→職員打ち合わせ内容 「学校（園）防災対策」②参照

② 担任・副園長が学級（園）に戻りしだい次の学級指導を行う。

ア 警戒宣言の発令について説明する。

(a) 保護者が引き取りに来る。（保護者が来るまでは、学校で保護する。）

(b) 警戒宣言が発令されると、学校（園）は休みになり、解除されるまで自宅待機となる。

イ 下校（降園）の準備をする。

(a) 最小限の荷物を持つ。（両手はあけておく）\*教室での引き渡しの時は外履きを教室に持ってくる。

(b) 帰宅準備をしたら荷物等を点検する。

ウ 帰宅途中で注意することを指導する。

(a) 保護者のいうことを聞き、あわてないこと。

(b) 自動車等の車両や多くの避難者に注意すること。

(c) 電車等交通機関を使う時は、駅員等の指示に従うこと。

(d) 商店等のドアやビルのガラス、看板、屋根瓦などの落下物に注意すること、またブロック塀や石垣の側を避けること。

エ 物品の落下・転倒を防ぐことなどについて、実際に教室内の処置をしながら児童等に説明する。

(a) 花瓶・水槽など、高いところの物は床におろす。（掛時計も）ロッカーの中の物、教室用の書庫等の本は出して床におく。

(b) 教室の扉は開ける。

オ 帰宅後のことについて説明する。

(a) 家庭でも、被害を最小限にするよう、手伝うこと。

(b) デマにまどわされず、TV、ラジオ等で正しく判断すること。

カ 警戒宣言の解除について説明する。

(a) 午前6時前に解除→平常通り授業

(b) 午前10時前に解除→午後から授業

(c) 午前10時以降に解除→翌日から授業

#### 学校（園）防災本部

① 学校（園）防災本部の設置・計画に基づく対応（P3）

② 職員打ち合わせ：全教職員に発令・発災前の対応についてつぎのことを確認する。

ア 学級指導の内容（1）②。（担任不在の場合、臨時担任を指示）

- イ 結論が出るまでは時間があるので落ち着いて指導する。結論が出たら、校（園）内放送で連絡するので、放送があってから行動すること。 \*避難誘導・児童等管理班（担任）
- ウ 情報の収集／保護者との対応（主として電話）。 \*総括・情報班（校長：情報収集）／（事務・専科等１：保護者対応他、電話対応例「警戒宣言が発令される前でも、引き渡しは行う。」と話す。）
- エ 避難路の安全を確認する。昇降口等の扉を全開する。  
引き渡しの計画を確認し、準備する。（教室引き渡し経路の貼り紙をし、混乱のないように手配する。） \*総括・情報班（用務１・専科等１）
- オ 給食室関係についての処置。（ガスの元栓を閉める。水のくみおきをする。運搬車はロープで固定する。等） \*給食班（栄養教諭・調理員）
- カ 非常持出品を１か所に集める。（児童等名簿・教職員名簿等） \*物品搬出班（副校長・用務１）
- キ 特別教室の備品の処置。（転倒、落下等の対応） \*平常時対応外（対応優先順位の最後）

## （２）予知情報・発令宣言

### 災害安全対応（児童等への指導・対応）

- ① 保護者への連絡／引き渡し（場所は本部が指示）：「引き渡し計画」（P 16）による
- ② 残留児童等対策
  - ア 交通規制で遅れたりするので、残留する児童等が多数いることを予想し対応する。
  - イ 大部分引き渡しの終了した段階で、ランチルームに集め、学年ごとに人数を確認する。
  - ウ 引き取りに来る保護者にわかるように、指示や貼紙を明確にする。
  - エ 学年担当を決めて引き渡しを続ける。教職員の退出計画をたてる。  
\*児童等が学校にいる限りは、児童等の生命保護のため、全教職員が学校（園）防災の職務にあたる。（原則）
  - オ 教育委員会へ連絡する。

### 学校（園）防災本部

- ① 学校（園）防災本部の設置・計画に基づく対応（P 3）
- ② 保護体制・学校（園）対応
  - ア 水・食料の手配をする。また、宿泊も想定し準備する。
  - イ 教育委員会へ連絡する。
  - ウ 校（園）舎内外・避難所支援等の対策の見通しが立った段階で、勤務時間が終了している場合は、児童等の残留数により、非常配備態勢職員を除き、教職員を順次帰宅させる。

## （３）発災

### 災害安全対応（児童への指導・対応）

- ① 避難・誘導  
「避難計画」による避難・第一次避難（校庭）

- ② 第一次避難場所（校庭等）からの保護者引き渡しについては、「引き渡し計画」（P 1 6）による。

### 学校（園）防災本部

- ① 学校（園）防災本部の設置・計画に基づく対応（P 3）  
② 児童等の安否・安全を確認しながら避難・誘導・保護する。

#### ア 全員の避難を確認できた場合

##### (a) 火災等の災害が発生した場合

- ア 学校・園（校庭・教室・講堂）が安全な場合は、場所を決めて保護者への引き渡しを行う。  
イ 周辺の被害状況、火災発生の有無を確認し、第二次避難（北の丸公園）の可否を判断する。  
・周辺の火災等の災害が発生し、学校（校庭等）では児童の安全が確保できないと判断したときは、安全対策を講じた上で、第二次避難場所へ誘導する。避難先を保護者へ連絡する。  
・引き渡し計画により引き渡す。（「引き渡し計画」P 1 6）  
・保護者への引き渡しが終了するまで児童等を責任を持って保護する。

ウ 児童等の安全が確保できしだい、係の仕事を開始する。（学校防災本部の設置・計画に基づく対応P 3）

##### (b) 火災等の災害が発生せず、地震被害だけのとき

- ア 学校・園（校庭・教室・講堂）が安全な場合は、安全な場所を決めて保護者への引き渡しを行う。  
イ 学校（園）が避難所となる可能性があることも想定し、学校（園）での保護・引き渡しを行う。（「引き渡し計画」P 1 6）

#### イ 不明、負傷者がいる場合

避難誘導・児童等管理班から避難誘導・引き渡し班と救護班・不明者捜索班に分離する。

##### (a) 負傷者がいる場合（救護班を増員する）

- ア 応急処置をし、救急車の要請等を行う。救急車、病院の援護を待つ。  
・メモを用意し、負傷者の氏名、負傷の程度を記録し、救急車の出動に備える。  
イ 保健カードなど準備できるものがあれば情報を提供する。

##### (b) 不明者がいる場合（不明者捜索班を立ち上げる）

- ア 閉じ込められている場合がはっきりしているときは、堅い棒、ハンマー、ロープなど救出用の道具を持ち、現場へ急行する。  
イ 簡単に救出できない状態のときは、救援の人員を増やし、できるかぎり救出に努める。  
ウ 外部からの応援が必要な場合は、どこにだれがどのような状態にいるか、情報を整理し、正確に伝えられるようにする。

##### (c) 負傷者・不明者がいてしかも火災等の災害が発生している場合

- 本部を分離し、避難部と救命部に分ける。  
・避難部は、児童等とともに第二次避難場所へ移動する。  
・救命部は、残留児童等の救命活動にあたる。

○本部の合流

- ・児童等を保護者に引き渡した時点で合流する。
- ・避難本部は児童等の引き渡し状況により、徐々に、人員を救命部に送る。

③ 保護者への連絡

○災害用伝言ダイヤル及び安全安心メールで連絡する。

(例)「お茶の水小学校(幼稚園)です。全員無事です。迎えをお願いします。」

**【登校(園)・下校(降園)時】**

(1) 予知情報・発令宣言

**災害安全対応(児童等への指導・対応)**

① 登校(園)中

○登校中に警戒宣言が発令されたときは、そのまま登校させる。

○登校してきた児童は、教室に集結させる。出欠席を確認する。

○児童は保護者の引き取りを待つ。(場所は本部が指示/「引き渡し計画」P16)

※幼児は保護者と帰宅する。

② 放課後・下校中

○放課後のときは、一度校庭に集結させ、人数確認する。「引き渡し計画」(P16)により引き渡す。

○下校中に警戒宣言が発令されたときは、そのまま帰宅させる。

○保護者が不在である場合は、原則として学校に戻るよう指導しておく。在校児童・戻ってきた児童は、保護し「引き渡し計画」(P16)により引き渡す。

○所在・安否を確認する。

※電車等交通機関を利用している場合は、特に次の事項について指導し、常に児童が冷静・沈着に行動できるようにする。

○身近な大人や警察官・交通関係者の指示に従い身の安全を守る。

○家庭や学校への連絡の取り方について日常からその方法を決めておく。

○登下校途中に地震が発生した場合、学校・自宅・その他の場所で避難することとなる、それぞれの状況を踏まえた行動を予め想定しておく。

○負傷した場合を想定して名札の着用、身元の確認、血液型、病気の種類などの情報を携帯させるなど安全対策を講じておく。

**学校(園)防災本部**

① 学校(園)防災本部の設置・計画に基づく対応(P3)

② 保護体制・学校等対応:児童の安否を確認する。在校児童は保護し、「引き渡し計画」(P16)により引き渡す。

※登下校の途中で地震が発生した場合の安否の確認

○児童は予め家庭・学校と決めておいた場所に避難するとともに災害伝言ダイヤル等を使用し、



家庭に連絡し、家庭から学校にその安否等を連絡する。また、家庭においてはその後の引き渡し方法についても児童等に連絡する。

○児童等管理班は御茶ノ水駅、神保町駅で情報を収集する。

## (2) 発災

### 災害安全対応（児童等への指導・対応）

#### ① 登校（園）中

○自分の身の安全を守る。（避難訓練等で指導する。）

○大きな揺れがおさまったら登校させる。（110番の家に避難できることも指導する。）

＊電車等交通機関利用児童はP12※印による。

○登校してきた児童は、教室に集結させる。出欠席を確認する。

○児童は保護者の引き取りを待つ。（場所は本部が指示／「引き渡し計画」P16）

※幼児は保護者と帰宅する。

#### ② 放課後・下校中

○自分の身の安全を守る。（避難訓練等で指導する。）

＊電車等交通機関利用児童はP12※印による。

○大きな揺れがおさまったら、そのまま帰宅させる。（110番の家に避難できることも指導する。）

○保護者が不在である場合は、原則として学校に戻るよう指導しておく。在校児童・戻ってきた児童は、保護し「引き渡し計画」（P16）により引き渡す。（場所は本部が指示）

○所在・安否を確認する。

### 学校等防災本部

#### ① 学校（園）防災本部の設置・計画に基づく対応（P3）

#### ② 職員の参集（参集体制P4）

○出勤途中の場合は、学校（園）に向かう。

・出勤途中で知り得た情報を、総括・情報班に報告する。

○帰宅途中の場合は、学校（園）に戻る。

・参集途中で知り得た情報を、総括・情報班に報告する。

#### ③ 保護体制・学校（園）対応

○在校中の教職員は、児童を校庭に避難するよう指示する。

・在校児童の人数を確認する。（それ以降については、在校中の場合と同じ。）

## 【校外活動時】

### (1) 予知情報・発令宣言

### 災害安全対応（児童等への指導・対応）

① 遠足・社会科見学などで校外に出ているとき

- 原則として、情報を知り得た段階で即時帰校（園）の措置をとる。引率責任者は学校（園）へ連絡する。
- 帰校（園）後、児童等を在校時と同様の措置により帰宅させる。
- 交通機関の運行や道路の状況により、帰校（園）することが危険と判断された場合は近くの小・中学校等に避難するなどの適宜の措置をとる。
- 遠足等の行き先が強化地域内の場合は、その地域の市町村と連絡を取り、その地域の警戒本部の指示に従う。

② 修学旅行・移動教室など、宿泊を伴うとき

- 宿泊を伴うときは、引率管理職の判断による。
- 現地の官公署と連絡を取り、その地域の警戒本部、又は災害対策本部の指示に従う。
- 学校へ連絡する。

**学校（園）防災本部**

① 学校（園）防災本部の設置・計画に基づく対応（P 3）

② 校外活動中の学年等との連絡・保護者への連絡 等

- 学校・園（管理職等）は、校外活動先から連絡が入りしだい（入らない場合はその旨）、情報を保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会に報告する
- 学校（園）は情報を収集し校外活動中の学年等へ連絡する。対応については必要に応じ協議する。

③ 帰校（園）後は「引き渡し計画」（P 16）により引き渡す。（場所は本部が指示）

（2）発災

**災害安全対応（児童等への指導・対応）**

① 避難・誘導

- ア 児童等の安全を第一に考えて対応する。→落下物から身を守る。建物から遠ざかる。
- 山では崖崩れに注意する。海では海岸から離れる（津波に注意）。

イ 揺れが収まったら、直ちに実地踏査で確認した最寄りの一時（いつとき）集合場所、避難所に避難する。また、災害等の情報収集を行い、帰校（園）について検討する。なお、宿泊場所で発災した場合は、その管理者の指示に従う（避難する予定の場所については、保護者に配布する案内等に記載する。）

② 学校（園）等との連絡・帰校（園）

- 児童等の安全確保ができしだい、学校（園）に現状の報告を行うとともに、安全対策を講じた上で、帰校（園）する。
- 帰（園）校後は「引き渡し計画」（P 16）により引き渡す。（場所は本部が指示）

## 学校（園）防災本部

- ① 学校（園）防災本部の設置・計画に基づく対応（P 3）
- ② 校外活動中の学年等との連絡・保護者への連絡 等
  - 引率者は、児童等の安全確保ができしだい、学校（園）に現状を報告するとともに、学校（園）と連携分担して保護者へ速やかに連絡する。さらに、場合によっては、宿泊等の対策を講じ、その旨を学校（園）に報告する。
  - 災害用伝言ダイヤル及び安全安心メールで連絡する。
- ③ 帰校（園）支援
  - 一時（いっとき）集合場所、避難所に避難した後の対応は、管理職（責任者）を中心に情報を収集し対応する。対応については学校（園）に連絡を入れ必要に応じ協議する。
  - 学校（園）は情報を収集し校外活動中の学年等へ連絡する。

## 【休日・夜間】

### （1）発災

## 災害安全対応（児童等への指導・対応）

- ① 安全指導：つぎのことを事前指導しておく（大人と一緒にいる時は指示に従うこと）
  - 繁華街では、看板やガラスの破片が落ちて危険であること。車に注意すること。
  - 路地では、ブロックが倒れる危険があること。
  - 一人あるいは友だちといるときは、身勝手な行動をせず、警察官などの指示に従い、避難すること。
  - 地震がおさまるまで、物が落ちてきたり、倒れたりしない所で待つこと。
  - 地下街は、停電しても非常灯がつくので、あわてず係の人の指示に従うこと。
  - 乗物に乗っているときは、あわてて車外に飛びださないこと。

## 学校（園）防災本部

- ① 職員の参集（参集体制 P 4）
  - 区の防災対策変更点等（平成 25 年）から抜粋
  - 【参集基準】自宅・家族の安全を確保した上で、学校へ参集する。
  - 区内で震度 5 弱の地震が観測されたとき⇒全管理職員及び概ね圏内 10 km 圏内居住職員が参集
  - 区内で震度 5 強以上の地震が観測されたとき⇒全職員が参集
  - ※教職員は、児童等の安全確保・安否情報収集を第一義とするが、発災当初は避難所運営の協力をする。
- ② 学校（園）防災本部の設置・計画に基づく対応（P 3）

### [当初対応]

- 出勤途上で知りえた情報を総括・情報班へ報告する。
- 校（園）舎等の安全を確認し、避難所の開設及び管理運営に協力する。

(児童等の安否確認を開始するとともに、学校・園の施設・設備の点検作業を開始する。)

### 3 引き渡し計画

(1) 予知情報・発令宣言時(引き渡し場所は原則「教室」)

① 引き渡し(その1)

ア 放送により引き渡し(その1)について連絡する。(引き渡し場所も指示する。)

イ 帰宅準備(くつ・かさは教室へ持ってくる)し、荷物及び防災ずきんを机に置き、教室で待機する。

ウ 全校(園)人数確認後、放送で連絡し引き渡しを開始する。

○担任は、引き取り者が児童等の保護者・祖父母等(防災用児童カードへの登録者)なのか確認し、引き渡す。

○兄弟姉妹がいる場合は、高学年から引き渡す。

\*小学校は中央階段は下り専用、東階段は上り専用とする。

\*小学校中央階段と東階段で、専科・用務が混雑を緩和させるために通行の整理をする。

② 引き渡し(その2:残留児童等対応)

ア 大部分引き渡しの終了した段階で、ランチルームに集め、学年ごとに人数を確認する。

イ 引き取りに来る保護者にわかるように、指示や貼紙を明確にする。

ウ 学年担当を決めて引き渡しを続ける。教職員の退出計画をたてる。

\*児童等が学校にいる限りは、児童等の生命保護のため、全教職員が学校(園)防災本部の職務にあたる。(原則)

エ 教育委員会へ連絡する。

(2) 発災後・第二次避難後

ア 学校(校庭・教室・講堂)が安全な場合は、場所を決めて保護者への引き渡しを行う。

イ 第二次避難先(北の丸公園)の場合もある。

○事前に保護者に周知しておく。

○第二次避難先について保護者への連絡手段を明らかにして避難する。

#### ※ 保護者への連絡方法

○災害用伝言ダイヤル及び安全安心メールで連絡する。

(例)「お茶の水小学校(幼稚園)です。全員無事です。迎えをお願いします。」

### (3) 大震災発生時引き渡し基準

お茶の水小学校（園）では、大震災発生時の対応について、その基準を以下のようにする。

児童等の安全を確保することを第一に考え、地震発生時に連絡が取れない場合を想定し、次の基準を設定する。

- 1 震度5強以上の地震（23区において）発生時は、引き渡しとする。
- 2 震度5弱以下の地震（23区において）が発生し、なおかつ区内を運行する鉄道の一線でも運行停止の場合は、引き渡しとする。
- 3 震度5弱以下で、区内を運行する鉄道が運行している場合であっても、学校（園）の判断で引き渡しをする。

※ 基準3「震度5弱以下で、区内を運行する鉄道が運行している場合であっても、学校（園）の判断で引き渡しをする。」については、次の点を考慮し判断する。

#### 考慮する視点

- ・通学（園）路の状況
- ・災害の状況（火災・建物崩壊など）
- ・交通機関の運行状況
- ・保護者への連絡方法・連絡の状況

### Ⅲ 避難所の開設（教育委員会による計画）

大地震が発生した場合、学校（園）には、千代田区地域防災計画に基づき、千代田区災害対策本部の指令を受け、区民被災者の避難所が設置される。

避難所は、地震等による家屋の倒壊及び損壊等にもない、自宅に住むことができない地域の区民の生活の場所として開設される。

#### 1 開設の基本及び避難所の利用計画

学校（園）における避難所の開設に当たっては、学校（園）における教育活動をできるだけ早期に再開することを基本とした運営を行っていく必要がある。

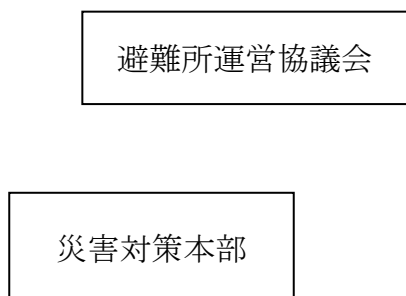
開設当初においては、被災区民はもとより、学校に残留する幼児・児童への対応、さらには、一時的な流入が予想される帰宅困難者（原則として、帰宅困難者は民間施設）への対応など、大きな混乱が生じることも予想される。

このため、予防計画に即した学校施設の利用計画や訓練を行い円滑の避難所運営に努めていく。

#### 2 避難所運営協議会とその役割

避難所運営協議会は、地域住民を主体に災害対策本部要員並びに学校（園）教職員が協力して運営することとしている。

開設当初は、教職員も役割を分担して運営に積極的に係わることとなる。しかし、順次、地域住民及び災害対策本部要員に役割を移行し教職員は学校（園）再開に向けて、児童等に係わる諸活動を行うことができるようにしていく。



避難所運営協議会	
班名	避難所開設時の任務概要
食糧配布班	食料品、飲料水の配布
生活用品配布班	毛布、肌着、タオル等日常生活用品の配布
関係機関連絡班	災害対策本部、防災機関、他校との連絡
広報・相談班	避難者への情報提供、尋ね人・苦情・要望等への対応、避難者名簿の作成・管理
清掃班	学校（園）内のゴミ処理、便所清掃等
応急措置班	避難者の病気や怪我の処置
ボランティア班	ボランティアの受付
巡回班	避難所の警備・状況の把握
動物保護班	学校（園）で飼育している動物の保護避難者の動物保護

なお、避難所運営においては、学校（園）施設の利用等、校長又は副校長（園）長の迅速な判断が求められることが多い。このため、避難所運営協議会の一員として、避難所運営協議会にマニュアル作りの段階から

参画し、避難所の円滑な運営に備えていく。なお、当該参画により、地域住民との相互理解が深まり、教職員不在時の地震発生や教育活動再開においても円滑な対処が可能となる。

### 3 学校（園）に教職員がいない場合の開設

地震が深夜、早朝、土・日曜日、学校（園）休業日等に発生した場合には、地域住民が学校（園）を避難所として開設することとなる。

避難所の鍵は地元町会に複数配布しており、学校の鍵を所持する地域住民（避難所運営協議会委員）が学校に来て開錠することとなる。したがって、地域住民は、次の手順によって避難所を開設する。

- (1) 学校の鍵を所持する地域住民が学校の門や玄関、防災備蓄倉庫等を開錠する。
- (2) 学校に備え付けの防災備蓄倉庫から避難所開設に必要な資材等を運び出し避難所となる体育館等に持ち込む。
- (3) 地域住民による避難所運営協議会を設置するとともに避難所として利用する施設の点検を行い安全が確認された場合、災害対策本部と協議の上、避難所運営マニュアルにしたがい避難所開設の準備作業を開始する。
- (4) 避難所の開設にあたっては、当座の避難者数を踏まえ避難施設の割り当てを行い、避難者の混乱を避ける。
- (5) 避難所の運営は、避難所運営マニュアルにしたがい運営にあたる。

なお、校長・副校（園）長及び教職員、防災対策本部職員は到着しだい合流し避難所運営にあたる。

#### IV 防災機関等との連携

避難所の開設を各防災関係機関に連絡し、避難所運営の支援及び協力体制をとる。

##### 1 教育委員会及び各学校（園）との協議・連携

(1) 千代田区災害対策本部 3 2 6 4 - 2 1 1 1

(2) 千代田区教育委員会子ども教育部

##### 2 警察・消防との連携

(1) 神田警察署 … 3 2 9 5 - 0 1 1 0 (無) 5 5 4

(2) 神田消防署 … 3 2 5 7 - 0 1 1 9 (無) 6 0 3

##### 3 病院等との連携（病院、学校医等）

(1) 千代田保健所 … 3 2 9 1 - 3 6 4 1

(2) 校医（加賀内科）… 3 2 9 1 - 9 9 5 1

(3) 神田医師会 … 3 2 9 1 - 0 4 5 0 (無) 6 5 2

(4) 日大病院 … 3 2 9 3 - 1 7 1 1

(5) 順天堂大学病院 … 3 8 1 3 - 3 1 1 1

##### 4 ライフラインとの連携（電気・ガス・水道等）

(1) 東京ガス神田支社 … 5 7 2 2 - 0 1 1 1 (無) 8 0 3

(2) 東京電力銀座支店 … 3 5 6 7 - 7 2 1 1 (無) 8 0 5

(3) 東京都水道局中央支所 … 3 2 5 6 - 6 1 5 1 (無) 8 1 0



## 【以下、教育委員会による計画】

### V 復旧計画

学校（園）は早期に学校（園）を再開し、児童等の教育活動を推進していくことが第一である。学校（園）を復旧するため、次の諸条件を着実に履行していく必要がある。

#### 1 実態調査

学校（園）を復旧させるため以下の状況について実態調査を実施し、復旧の有無、復旧の時期、施設・設備等の修繕の実施などについて判断する。

- (1) 児童等・教職員の安否等の状況の再確認
- (2) 学校（園）施設の被害状況再確認

#### 2 授業の再開

できるだけ早い学校（園）再開に向けて準備を進めていくこととするが、避難所が閉設されていない場合は、避難者にも十分配慮した対応が求められる。

また、学校（園）運営や授業のカリキュラムへの影響も想定されるため、学校（園）間の連携・協力を行うなど万全を尽くしていく。

##### (1) 再開準備

教育活動の再開に向けて以下の状況を把握し、速やかに教育委員会に報告する。

また、学校（園）の再開に向けた情報を児童等及び保護者にも周知を行うなど、円滑な学校（園）再開に向けた対策を講じていく。

- ① 避難住民の状況  
避難住民の人数、使用している施設場所、避難住民の移動可能な場所の確保等
- ② 児童等の被災状況及び避難状況  
学校（園）に登校できる児童等数、家庭の被災状況、避難先等
- ③ 学校（園）の施設・設備の被害状況  
施設、設備の被害の程度
- ④ 通学（園）路の状況
- ⑤ 学用品の被災・遺失状況
- ⑥ 指導体制の整備状況

##### (2) 教育委員会との協議・調整

学校（園）は、下記項目について計画書を作成し、教育委員会に協議する。

- ① 計画書の作成
  - ア 登校（園）可能な児童等数
  - イ 指導可能な教員数
  - ウ 使用可能な教室等の数

授業場所として、施設が使用できない場合、校庭や近隣の地域施設利用も必要に応じて配慮する。

#### エ 授業の形態

授業に必要な教室が確保できない場合、児童等が少ない場合、教員を必要数確保できない場合の授業形態や学校（園）間の連携・協力の下、授業体制を確保する。

#### オ 授業内容

授業内容については、被災状況を踏まえた指導内容の検討、年間指導計画の見通し、授業場所、授業再開日時（予定）、保護者への連絡方法

### （3）避難所との協議

避難所は被災者の生活の基盤となるものであり、教育現場としての学校（園）再開については、避難住民の理解と協力が不可欠である。児童等の教育活動を支援してもらおうと立場から避難所運営委員代表との協議を進めていく。

また、緊急時、避難所運営に係わった教職員については、順次、避難所運営協議会（地域住民）、防災対策本部職員に移行していく。

### （4）児童等の心のケア

被災した児童等は、不安不眠、恐怖、食欲不振、夜泣き、夜尿、無気力、チック等様々な後遺症に悩まされる。このような児童等に対しては、専門家、専門機関との連携をとりながら、心のケアを行っていくこととし、必要に応じて学校（園）内に相談窓口も設置していく。

## VI その他の災害等

### 1 東海地震警戒宣言発令時の対応

東海地震は予知が可能とされており、発生した場合、千代田区は震度 5 弱と予想されている。発令時、学校（園）においては次のとおり行動する。

- (1) 警戒宣言発令が発令された場合、学校（園）は直ちに「臨時休校（園）」とする。
- (2) 児童等は、学校（園）に待機させ、保護者に対して携帯電話やメール（安全安心メールを含む）引き取りの連絡を行う。
- (3) 学校（園）に設置する学校（園）防災本部は、地震の発生に備え、児童等の安全確保（安全な場所に避難）を図る。また、テレビ・ラジオ、防災無線等による情報収集を行うとともに、ガス、石油等の火気機器類の使用を最低限に止め、いつでも停止できるよう備える。
- (4) 学校（園）防災本部は、引取りができない保護者もあることを想定し、長時間学校（園）に待機できるよう、水・食料や生活物品を用意する。
- (5) 学校（園）防災本部は上記のほか災害対策本部（教育委員会）と綿密な情報交換を行い必要な対策を講じていく。

### 2 集中豪雨に伴う洪水対策

区洪水ハザードマップで想定された洪水が発生した場合、学校（園）においては次のとおり対応する。洪水が発生した場合、学校（園）は「水害時の避難所」として指定されており、一部区民の避難所として対応が必要であることも考慮した対策を講じる。

想定 1：東海豪雨（平成 12 年 9 月、総雨量 589mm、時間最大雨量 114 ミリ）と同規模以上の大雨によって、神田川、日本橋川、隅田川が半裸した場合の被害想定

想定 2：荒川流域で 200 年に 1 度の大雨（3 日間、総雨量 548 ミリ）によって、荒川か流域で堤防が決壊した場合の被害想定

#### (1) 児童等への対応

- ① 洪水が発生した場合又は発生が想定された場合は、学校（園）は、災害対策本部（教育委員会）と協議に上、臨時休校（園）等の措置を決定する。
- ② 児童（幼児）は、安全が確認されるまで学校（園）に待機させ、引き渡し手順にしたがい、順次、保護者等への引き渡しを行う。  
なお、保護者への引き渡しができない場合も想定し、長時間、学校（園）に待機する場合も想定した対策を講じる。
- ③ 学校（園）対策本部は、通学（園）経路等の安全点検を行い、被害による経路変更など安全な帰宅を行うための対策を講じる。

## (2) 区民への対応

学校（園）は、洪水で家屋が浸水し、一時的に避難が必要な区民の避難所となる。避難時に必要な物資については、災害用備蓄を活用するとともに、児童等の待機教室との区別等、施設利用計画を予め作成しておく。

- ① 避難所は、防災対策本部と協議の上設置する。避難所は災害時に設置する避難所運営協議会が主体的に運営することとし、初動期は、学校（園）防災本部が協力して設置・運営する。
- ② 学校（園）防災本部は、避難者数等必要な情報を防災対策本部（教育委員会）に適宜報告する。

## 3 津波対策

東京湾沿岸の津波高は、満潮時で最大 2, 61mと想定されており、本区においては河川周辺で一部浸水の恐れがあるが、死者などの大きな被害は生じないとされている。しかしながら、多数の児童が区外から通学していることを踏まえ、津波対策については、防災教育の中で東日本大震災の教訓も踏まえ、日頃からの心構え、避難方法など、自らの生命を守るため必要な指導を行っていく。